

中小企業者等に対する受注機会の 確保に関する推進方針

平成 2 9 年 月

北 海 道

道は、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」（以下「方針」という。）を定め、物品等の発注に係る契約の締結に当たり、予算の適正な使用に留意するとともに、法令等との整合性を確保しつつ、中小企業者等を取り巻く厳しい情勢を踏まえるとともに、中小企業者等の育成が地域経済の発展に寄与することに配慮しながら、中小企業者等の受注の機会の確保・拡大に努めるものとする。

1 定義

この方針における用語の定義は、それぞれ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「中小企業者等」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に掲げる中小企業者であって道内に本店（個人にあつては当該個人及び事業所の住所）を有するもの及び北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体（以下「NPO」という。）であつて道内に主たる事務所を有するものをいう。
- (2) 「法令等」とは、法律、政令等、条例、規則、要綱等、通知等などの官公需の発注に当たって遵守すべきものとして定められたものの総称をいう。
- (3) 「物品等」とは、物品、工事及び役務をいう。
- (4) 「各部局等」とは、本庁の各部（局）、各総合振興局、各振興局、各種委員会事務局、議会事務局、企業局、教育庁及び警察本部をいう。

2 中小企業者向け契約目標

道の契約のうち、中小企業者等向けの契約が別に示す割合となるよう努めるものとする。

3 道内の被災した中小企業者等に対する配慮

東日本大震災はじめ大規模自然災害により被災した道内中小企業者等を支援するため、特に以下の措置を講ずることとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

本庁、各総合振興局、各振興局は、相談窓口を設置し、被災した中小企業者等の相談に適切に対応し、中小企業者等からの相談が円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

物品等の発注に当たっては、被災した中小企業者等の状況を考慮し、中小企業者等が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払いについては、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

(3) 地域中小企業の適切な評価

災害復旧工事等の発注に当たっては、地域の建設者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等において、適切な地域要件を設定するなどして、できる限り地域中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

4 中小企業者等の受注機会の確保・拡大のための措置

中小企業者等の受注機会の確保・拡大のため、次の措置を推進するものとする。

(1) 中小企業官公需特定品目に係る中小企業者等の受注機会の確保・拡大

中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製品）の発注を行うに際し、法令等の規定に基づく随意契約制度の活用等により中小企業者等の受注機会の確保・拡大を図るものとする。

(2) 指名競争における対応

(ア) 工事の発注に当たって指名競争を行うに際しては、原則同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者等の受注機会の確保・拡大を図るものとする。

なお、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(イ) 物品等の発注に当たって指名競争を行うに際しては、指名資格を有している者で、過去に指名実績がない者であっても、受注意欲があって履行能力の有無の確認の結果、これを有すると認められる中小企業者等については、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において、できる限りこれらの者を選定することにより、中小企業者等の新規参入による受注機会の確保・拡大を図るよう努めるものとする。

(3) 一般競争における対応

物品等の発注に当たって一般競争を行うに際しては、契約の適正な履行の確保及び適正な競争の確保を図ることができる範囲内において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2に掲げる「当該入札に参加する者の事業所の所在地」に係る要件を設定するなどして、できる限り中小企業者等の受注機会の確保・拡大を図るよう努めるものとする。

(4) 随意契約における対応

物品等の発注に当たって随意契約を行うに際しては、中小企業者等の受注機会の確保・拡大を図るよう、特段の配慮に努めるものとする。

(5) 中小企業者等への説明の徹底

物品等の発注に当たっては、中小企業者等の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、必要に応じて仕様書等に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

(6) 分離・分割発注の推進

(ア) 物品等の発注に当たっては、法令等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、できる限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物品等の発注に当たっては、経済合理性・公正性等を検討した上で、分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

(イ) 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提に分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(7) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

物品等の発注に当たっては、できる限り計画的な発注を行うとともに、長時間労働の是正、年次有給休暇の取得促進等、中小企業者等の労働環境の改善に向けた動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

(8) 適正価格による発注に関する配慮

(ア) 物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

(イ) 工事等の発注に当たっては、適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度や最低制限価格制度の適切な運用を図るものとする。

(9) 中小建設業者に対する配慮

道内中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、工事の早期発注等により、中小建設業者の受注機会の確保・拡大に関し、特段の配慮を払うよう努めるものとする。

特に、公共工事に関する発注に当たっては、中小企業者の共同による請負の一層の活用等により、中小建設業者に対する受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

(10) 道と防災協定を締結する中小企業者等に対する配慮

道と民間企業等との防災に関する協力協定（以下「防災協定」という。）の実

効性を確保するため、物品等の発注に当たっては、道と防災協定を締結している中小企業者等及び防災協定を締結している団体を構成する中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

(11) 官公需適格組合等に対する配慮

法令等の規定に基づく随意契約制度の活用等により、官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

また、官公需適格組合の競争入札参加資格審査に当たっては、資格の種類ごとの要件の特例や工事における総合点数の算定方式に関する特例の活用にも努めるものとする。

特に、官公需適格組合については、組合毎に主な受注実績を公表するほか、各組合の業務内容を各部局に周知するなどして当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。

(12) 小規模事業者及び新事業創出者に対する配慮

(ア) 少額の契約案件にあつては、小規模事業者（中小企業基本法第2条第5項の「小規模企業者」に該当する中小企業者をいう。）を活用することが、迅速性、融通性などの面において、契約内容の履行を確保する観点から必要である場合には、受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

(イ) 新事業創出者（新規開業後又は新分野進出に係る事業開始後1年未満の中小企業者をいう。）に対し、少額の契約案件（物品に限る。）については、法令等の規定に基づく随意契約制度を活用して、これらの者の受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

(13) NPOに対する配慮

「NPOへの業務委託推進方針」に基づき、役務の発注において、公益性が高く、NPOの特性を活かすことのできると認められる案件については、NPOの積極的活用にも努めるものとする。

(14) 新商品の生産を行う者等への配慮

(ア) 物品の発注に当たっては、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る中小企業者等に対し、特定随意契約を行うことができる「新商品トライアル制度」の活用を促進することにより、受注機会の確保・拡大を図るものとする。

(イ) 指名競争及び少額の契約案件にあつては、別に定める商品又は役務のうち、新規開業10年以内の中小企業者等が取り組むものの受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

(15) 道が表彰・認定した商品等への配慮

(ア) 道が実施する表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業の対象である「北海道チャレンジ企業表彰」、「北海道新技術・新製品開発賞」及び「北海道省

エネルギー・新エネルギー促進大賞」を受賞した商品又は取組並びに「新商品トライアル制度」の認定を受けた商品の販路拡大等を図るため、物品等の発注に当たっては、これらの表彰又は認定を受けて3年以内の中小企業者等に対する受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

(イ) 道が実施する「リサイクル製品認定制度」の認定を受けた商品の販路拡大等を図るため、物品等の発注に当たっては、当該認定を受け、その有効期間内にある中小企業者等に対する受注機会の確保・拡大に努めるものとする。

(16) 中小企業者等の自主的努力の助長

(ア) 各部局等は、中小企業者の受注機会の確保・拡大のため効果的であると認められる情報を北海道中小企業団体中央会を通じて提供するものとする。

(イ) 官公需の受注に意欲的な中小企業者等の受注能力の向上に資するよう、中小企業者等の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等についての情報を提供するなど、中小企業者等の自主的努力を助長するよう努めるものとする。

このため、本庁、各総合振興局、各振興局に相談窓口（案内機能）を設置するとともに、各部局等においても、官公需相談担当者を設置し、中小企業者等からの相談が円滑に行われるよう努めるものとする。

また、官公需に関する入札等に関して、インターネットを活用した効果的な情報の提供に努めるものとする。

(17) 雇用確保に関する働きかけ

物品等の発注に当たっては、受注する中小企業者等に対し、道民が安心して働けるように、雇用の維持確保に努めるよう働きかけるものとする。

特に、工事の発注に当たっては、受注する中小企業者等に対し、通年雇用化等の取組を理解し季節労働者及び離職者の積極的な雇用に努めるよう文書等で働きかけるものとする。

5 道産品の積極的活用の促進

物品等の発注に当たっては、道内の需要を道内の供給で賄う域内循環を高める観点に留意し、当該発注物品（購入物品のほか、役務の履行過程で使用される物品を含む。）及び当該発注工事において使用される資材について道産品が積極的に活用されるよう努めるとともに、次の措置を推進するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより、原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

(1) 工事において使用可能な道産資材の情報を収集し、一覧を作成・提示するなど、道産品が積極的に活用されるよう、その促進に努めるものとする。

(2) 道が行う各種大会等の記念品等の発注に当たっては、原則として、道産品を活用するものとする。

- (3) 特に、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項に規定する地域産業資源を活用した物件又は役務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第2条第3項に規定する経営資源を活用した物件又は役務の調達に努めるものとする。

6 方針の推進のための措置等

本方針の徹底を図り、実効を確保するため、次の措置を推進するものとする。

- (1) 各部局等の長は、本方針の趣旨を踏まえ、物品等の発注に際して留意すべき事項を掲げた要綱、要領又は事務取扱等を整備し、各々の実情に即して、出来る限り中小企業者等の受注機会の確保・拡大が図られるよう努めるものとする。
- (2) 道が設立する地方独立行政法人に対して本方針に準じ中小企業者等の受注機会の確保・拡大のための措置を講ずるよう要請するものとする。
- (3) 本方針の趣旨について、国の出先機関及び独立行政法人等、各市町村並びに道の出資法人及び指定管理者に対して周知し、中小企業者等の受注機会の確保・拡大のための措置を講ずるよう要請するものとする。
- (4) 各部局等においては、毎年度の中小企業者等への発注実績について把握し、随意契約制度の活用などにより、道内中小企業者等との契約が可能であったものの有無について分析を行うなど、受注機会の確保・拡大に向け活用するものとする。
- (5) 本方針については、社会情勢等の変化や国が毎年度策定する「中小企業者に関する国等の契約の方針」を勘案し、必要な見直しを行うものとする。

中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針に基づく
中小企業者等向け契約目標について

平成29年 月 日
北 海 道

中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針の2に掲げる平成
29年度中小企業者等向け契約目標については次のとおりとする。

区 分	道の官公需総額に 対する割合
物 品	72.0%
工 事	92.8%
役 務	77.7%
計	89.9%